

令和6年第12回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月19日(木) 午後3時56分から午後4時17分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

10番 善岡 浩樹 (会 長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (1人) 1番 永井 稔

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	川瀬 崇 藤崎 正雄
第 2	会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續本課長 (代理 長谷局長)
第 4	会務報告	事務局 長谷局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
第 7	議案第24号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第 8	議案第25号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第 9	議案第26号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事

7. 参与

續本敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>みなさんお疲れ様です。</p> <p>本日は9名の委員が出席で、定足数に達しておりますので、只今から令和6年第12回農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>大変ご苦勞様です。今年も早いもので残りわずかとなりましたが、町内においては風邪が流行っているようであります。かくいう私も先日風邪にかかってしまい、しばらくの間喉と鼻の調子が戻らず苦勞しました。皆さんも風邪にかかると長いこともあるので、体調管理には十分に気をつけてください。それではよろしくお願ひします。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和6年 第12回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 川瀬委員・藤崎委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長が欠席のため、長谷局長より お願ひします。</p>
参与(續本) (代理長谷局長)	<p>12月の農政報告はございません。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願い致します。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限はありません。</p>

それではこれより、報告1件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、事務局より説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和6年12月19日提出

6ページをご覧下さい。

受理番号 6-4 相続

権利取得者

権利移譲者

が令和6年3月7日に亡くなられ、相続をしました。

土地の所在は美葉牛125番地2外17筆です。

田が16筆、畑が2筆で合計面積105,344.00㎡です。

土地は資料1～3ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

7ページをお開き下さい。

受理番号 6-5 相続

権利取得者

権利移譲者

が令和6年6月18日に亡くなられ、相続をしました。

土地の所在は和65番地1外17筆です。

田が16筆、畑が2筆で合計面積181,136.57㎡です。

土地は資料4ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

次に日程第7 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明願います。

事務局長

8ページをご覧ください。

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので、別紙の者について議決を求めます。

令和6年12月19日提出

9～10ページをお開き下さい。

受理番号 6-6 使用貸借

譲渡人

譲受人

申請理由は、農業経営を後継者に譲るため、使用貸借を設定するものです。

所有地農地面積は、田204,358.45㎡、畑43,523.00㎡で

合計面積が247,881.45㎡です。

資料5～8ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

それでは採決いたします。

受理番号6-6使用貸借について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

受理番号6-6使用貸借について承認いたします。

日程第7 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については全て承認といたします。

次に日程第8 議案第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局より説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

議案第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和6年12月19日提出

次のページをご覧ください。

番号 6-12 合意解約

貸主

借主

土地の所在は美葉牛127番地3 畑が3筆

面積が 16,430 m²です。

資料9ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

それでは採決いたします。

番号6-12承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号6-12について承認いたします。

日程第8 議案第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約については、全て承認といたします。

次に日程第9 議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化

促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。なお、最初に番号6-移転-3及び6-移転-4について関連がありますので一括で説明願います。

事務局長

13ページをお開き下さい。

議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年12月19日提出

14ページ 番号6-移転-3 及び

15ページ 番号6-移転-4 につきましては、

利用権の移転を受ける者

■■■■■■■■■■

利用権の移転をする者

■■■■■■■■■■

であります。

14ページをご覧下さい。

利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の移転内容は、賃貸借です。

期間及び貸付料等は、それぞれ記載の通りです。

番号6-移転-3に係る土地の所在は、板谷36番地4 外4筆、田が5筆で 面積は50,160㎡となっております。

15ページをお開き下さい。

番号6-移転-4に係る土地の所在は、板谷108番地2 外10筆、田が10筆、畑が1筆で 面積は64,722㎡となっております。

資料の10～11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。

番号6－移転－3及び6－移転－4について承認とされる方は、
挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6－移転－3及び6－移転－4について承認いたします。
次に番号6－売－22について説明願います。

事務局長

16～17ページをご覧下さい。
番号 6－売－22
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転をする者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期、対価の支払期限、売買価格、引渡の時期は、記載の通りです。
土地の所在は、美葉牛91番地1 外25筆、
田が25筆、畑が1筆で 面積は158,365.50㎡となっております。
資料の12～13ページに航空写真を添付してありますのでご参照
下さい。以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。
番号6－売－22、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6－売－22について承認いたします。
次に番号6－賃－33について説明願います。

事務局長

18ページをご覧下さい。
番号 6－賃－33

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。
土地の所在は、和41番地2外16筆
田が17筆で、面積 80,024 m²です。
資料の14ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
6-賃-33、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-17について承認いたします。
日程第9 議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

以上で、第12回農業委員会総会を終了致します。

議 長

6 番委員

7 番委員
